

平成 30 年度京都市 IoT ビジネス推進事業支援業務 委託業務仕様書

1 委託業務の名称

平成 30 年度京都市 IoT ビジネス推進事業支援業務（IoT ビジネス相談窓口運営業務）

2 委託期間

契約日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日まで

3 業務内容

IoT ビジネスに関する相談を受け付ける窓口として、以下の内容を行う。

(1) 問合せ対応

ア 対応内容

- ① IoT に関する基礎知識（「IoT とは何か」等）に係る問合せに対応する。
 - ② IoT 活用を進めるための問合せについて、京都市と協議のうえ対応する。
 - ③ 国等の IoT 活用に係る支援制度に関する問合せについて、京都市と協議のうえ対応する。
- ※ 問合せ（①）及び協議（②及び③）に係る件数の目標としては、それぞれ月 10 回及び月 4 回（②と③を合わせて）とします。各項目において、問い合わせ件数が目安に満たない可能性が高いと推測される場合は、市内中小企業者に対して、自ら積極的に呼びかける等、問合せ及び協議の件数が目安とした数に達するよう努めること。

イ 対応方法

- ・受付：ホームページの受付フォーム，返答：電子メール，電話の両方又は一方
- ・対応時間：午前 9 時～午後 5 時（ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日を除く）

(2) 情報発信

ア ホームページの保守管理及び情報掲載

掲載内容	更新頻度
上記①の窓口に関すること	必要があり次第随時
国等による支援制度（補助金等）の情報に関すること	週 1 回程度
上記①の窓口で相談があったもののほか、本市又は京都市 IoT 推進ラボ構成メンバーその他の者の提供する IoT 関連技術や製品に関すること（シーズ・ニーズ）	週 1 回程度
IoT 関連イベントに関すること	月 1 回程度
その他市内中小企業の IoT 活用促進に資すること	必要があり次第随時

イ メールマガジンの登録及び配信

受託者が自ら情報を収集したうえでメールマガジンに投稿する記事を作成・編集し、京都市の了承を得たうえで配信する。

配信内容	更新頻度
上記①の窓口に関すること	必要があり次第随時
国等による支援制度（補助金等）の情報に関すること	週 1 回程度
その他市内中小企業の IoT 活用促進に資すること	必要があり次第随時

- ・メールマガジンの登録対象：京都市 IoT 推進ラボ関係団体、上記①の窓口において相談があった企業等

(3) 情報収集等

- ア 市内中小企業の IoT 活用促進に資する情報収集を行い、業務遂行に活用する。
- イ 京都市に対して、適宜、IoT ビジネス推進支援に係る助言及び提案等を行う。
- ウ IoT を中心とした ICT 技術に関するニーズやシーズを集め、ポータルサイトで紹介する「IoT の棚」を充実させる。

4 業務スケジュール（予定）

平成 30 年 4 月～ 相談窓口の受付，ホームページの公開，メールマガジンの配信，「IoT の棚」の管理

平成 31 年 3 月末 委託業務完了

5 業務の進め方

- ① 問合せの内容について、適宜京都市に報告すること。
- ② 事業の進捗について、別に定める様式により、月初に前月分を文書で取りまとめて京都市に報告し、承認を得ること。
- ③ その他京都市との情報共有等について、適宜電子メール等にて行うこと。
- ④ 業務完了後 30 日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務完了報告書を提出し、本市の完了検査を受けること。
- ⑤ 当該業務に係る経費の支払いは、上掲の完了検査に合格した後とする。
- ⑥ 本件に係る平成 30 年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。また、本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。

6 留意事項

- ① 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ② 本業務の実施により得られた成果物は、京都市に帰属する。
- ③ 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。
- ④ 報告書等の記述に関しては、原則として「公用文用字用語例集」に基づき、作成すること。

7 関連事業について

本件契約に係る平成 30 年度 IoT ビジネス推進事業支援業務に係る提案公募型プロポーザルにおいて提案した関連事業の実施について、適宜、京都市に情報提供を行うとともに、京都市と情報交換等を行うこととする。

なお、関連事業については本契約の対象外となるため、その実施に当たって、相手方に対し、本市委託事業であるとの誤解その他の問題が生じないように留意すること。

平成 30 年度京都市 IoT ビジネス推進事業支援業務（〇月度報告）

1 報告対象期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

2 業務内容（次月に継続する案件を分かるように記すこと）

① ポータルサイト運営

ア アクセス数（当該月末日の数字を記すこと）

イ 公開記事数（件名と公開日を記すこと）

ウ 相談件数（件名，相談事業者名，相談日，相談概要及び対応内容について記すこと）

エ 相談件数の増加に向けて講じたこと

② 相談窓口業務（ポータルサイト以外）

ア 相談件数（件名，相談事業者名，相談日，相談概要及び対応内容について記すこと）

イ 相談件数の増加に向けて講じたこと

③ メールマガジン管理

ア 登録者数

イ 配信件数（配信日及び配信概要（項目））

ウ 登録者数の増加に向けて講じたこと

④ 情報収集

ア 情報収集した内容（収集日，情報源及び収集内容）

イ 事業者訪問件数（件名，訪問事業者名，訪問日，訪問概要及び対応内容について記すこと）

ウ 情報収集に向けて講じたこと

⑤ 独自業務の取組

⑥ 関連事業の取組

3 京都市との協議（協議日及び協議内容）

4 その他特記事項